

○共立蒲原総合病院組合長期継続契約を締結することができる契約を定める条例

〔平成23年3月28日〕
〔条例第3号〕

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の17の規定に基づき、長期継続契約を締結することができる契約に関し必要な事項を定めるものとする。

(長期継続契約を締結することができる契約)

第2条 長期継続契約を締結することができる契約は、次のとおりとする。

- (1) 電子計算機その他の事務機器、車両等の物品の賃貸借契約及び当該契約に付随する保守点検に関する委託契約
- (2) 共立蒲原総合病院組合施設の警備、清掃等の施設管理に関する委託契約
- (3) 電気設備、機械設備等の運転管理及び保守点検に関する委託契約

(契約の期間)

第3条 長期継続契約の契約期間は、5年を限度とする。ただし、管理者が特に必要と認めたときは、この限りでない。

(委任)

第4条 この条例に定めるもののほか、長期継続契約に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この条例は、平成23年4月1日から施行する。